

〇三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

平成23年3月30日

告示第92号

改正 平成25年3月28日告示第62号

平成28年3月30日告示第107号

平成29年3月31日告示第47号

令和2年3月19日告示第54号

令和3年3月31日告示第71号

令和4年3月29日告示第37号

令和5年3月30日告示第101号

令和6年3月28日告示第98号

令和7年7月1日告示第217号

令和8年3月30日告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、民間住宅の地震に対する耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、三豊市(以下「市」という。)の区域内にある住宅の耐震対策をする者に対し、予算の範囲内において三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 併用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)を含む一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。
- (2) 耐震対策 住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士の資格を有する者で、別表第1に定める講習会を受講したもの又は建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、耐震診断技術者が行う住宅の地震に対する安全性の評価(ZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準(令和4年10月28日公表の木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)を含む。))に基づく検証を含む。)をいう。
 ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算によるもの
 イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)別添第1に示すもの
 ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの
- (5) 耐震改修工事 住宅の地震に対する耐震性の向上を目的として、香川県(以下「県」という。)の区域内に主たる営業所を有する事業者が、次に掲げるいずれかの方法により行う補強又は改修の工事をいう。
 ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの
 イ 基本方針別添第2に示すもの
 ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの
- (6) 簡易耐震改修工事 住宅の地震に対する耐震性の向上を目的として、県の区域内に主たる営業所を有する事業者が、次に掲げるいずれかの方法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。
 ア 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法—木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)—」による一般診断法又は精密診断法
 イ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法
- (7) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置(耐震シェルター及び耐震ベッド)で市長が認めるものを設置する工事をいう。
- (8) 耐震改修工事等 耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。
- (9) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (10) ZEH水準 強化外皮基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。
- (2) 市の区域内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 耐震改修工事については、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する耐震性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されていること。
- (4) 簡易耐震工事については、木造の住宅に限るものとする。
- (5) 補助金の交付申請の時点において、建築基準法第9条の規定に基づく特定行政庁(建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。)からの措置が命じられていない等、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (6) 第5条第2項各号に掲げる区分に応じて、この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は住宅の所有者から耐震対策の承諾を得た者であること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 市税を滞納していないこと。(補助対象住宅の所有者を含む。)

(補助金額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象住宅に対して耐震対策を行う事業(以下「補助事業」という。)において、一の住宅ごとにそれぞれに要する経費(耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事には実施設計費用及び工事監理費用を含む。)とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号の定めるところにより算定した額とする。

- (1) 耐震診断 補助対象経費から2千円を減じて得た額と11万3,000円を比較して、いずれか少ない額
- (2) 耐震改修工事 補助対象経費と115万円を比較して、いずれか少ない額
- (3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と57万5,000円を比較して、いずれか少ない額
- (4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と23万円を比較して、いずれか少ない額

3 前項の規定により算出された補助金の額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震対策に係る契約の締結前、かつ、耐震対策の着手前に、民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助対象住宅が共有に係るものである場合は、代表者を申請者とすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 申請者は、補助事業の内容を変更(補助事業の概要、補助金の額等以外の軽微な変更は除く。)しようとするときは、あらかじめ民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付中止承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認められるときは、民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付変更決定通知書(様式第5号)又は民間住宅耐震対策支援事業中止承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第9条 申請者は、補助事業が予定の期日までに完了することができずと見込まれる場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 申請者は、補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、民間住宅耐震対策支援事業完了実績報告書(様式第7号)に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。

(補助金額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、民間住宅耐震対策支援事業費補助金額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、速やかに民間住宅耐震対策支援事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 申請者が、前項の補助金交付の請求をするに当たり、その受領を耐震改修工事等を行った事業者(以下「耐震事業者」という。)に委任する場合は、民間住宅耐震対策支援事業費補助金請求書に代理請求及び代理受領委任状(様式第10号)を添付しなければならない。

4 市長は、補助金額の確定後、第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、補助事業(実施設計は除く。)に着手したとき。
- (5) この告示及びこの告示の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第14条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該職員に補助対象住宅を検査させ、又は申請者に対して報告を求め、若しくは質問させることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付申請をした補助事業に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成28年告示第107号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年告示第47号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第54号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第71号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付申請をした補助事業に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第101号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第98号)

この告示は、令和6年4月1日から改正する。

附 則(令和7年告示第217号)

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(補助金の内払)

2 改正後の告示の規定を適用する場合には、改正前の三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて支給された補助金は、改正後の告示の規定による補助金の内払とみなす。

附 則(令和8年告示第83号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

耐震診断技術者に求められる講習会

- | | |
|-----|---|
| (1) | 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会 |
| (2) | 香川県による木造住宅耐震対策講習会 |
| (3) | その他市長が認める講習会 |

別表第2(第6条関係)

区分	添付書類
耐震診断	1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産税課税台帳(兼)名寄帳(建築年が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類
	2 市税に係る完納証明書
	3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書
	4 既存住宅に係る設計図書の写し (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図及び各階平面図(図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況が分かる写真に代えることができる。)
	5 耐震診断に係る見積書の写し

	6 その他市長が必要と認める書類
耐震改修工事等	1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次に掲げるもののうちいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産税課税台帳(兼)名寄帳(建築年が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類 2 市税に係る完納証明書 3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 4 民間住宅耐震対策支援事業耐震診断報告書(様式第11号) 5 既存住宅の耐震改修工事等に係る設計図書及び次に掲げるもの (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図及び各階平面図(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3の表1に掲げる事項及び耐震改修を行う部分を明示したもの) (3) 立面図又は断面図(高さが分かるもの) (4) 補強計画時の構造評価がわかる計算書(耐震診断技術者によるもの)(耐震シェルター等設置工事を除く。) (5) 基本方針別添第2に示す計算を行った場合は、耐震改修工事等に係る構造詳細図 (6) その他耐震改修工事等の内容が確認できる図書 6 耐震改修工事等に係る見積書の写し 7 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合に限る。) 8 その他市長が必要と認める書類 備考 同一年度に耐震診断の補助を受けた者は、1から3まで及び5(1)を省略することができる。

別表第3(第10条関係)

区分	添付書類
耐震診断	1 民間住宅耐震対策支援事業耐震診断報告書(様式第11号) 2 配置図及び各階平面図(建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項) 3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し 4 耐震診断に要した費用の領収書の写し 5 耐震診断に係る調査等の状況写真(3枚以上) 6 その他市長が必要と認める書類
耐震改修工事等	1 民間住宅耐震対策支援事業耐震改修工事等結果報告書(様式第12号)(耐震改修工事及び簡易耐震改修工事の場合は耐震診断技術者が、耐震シェルター等設置工事の場合は納入業者が作成すること。) 2 耐震改修工事等(耐震シェルター等設置工事を除く。)に係る請負契約書の写し 3 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し(代理受領の場合は、耐震改修工事等に要した費用から補助金交付決定額を減じた額の領収書) 4 改修工事等の施工写真(改修前後が判明できる写真)及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類 5 交付申請時から改修場所又は工法及びシェルター等の設置場所を変更した場合は、それらが分かる平面図等 6 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(建築確認を受けた住宅に限る。) 7 その他市長が必要と認める書類